

○館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程

昭和50年11月10日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、館山市建設工事等入札参加者資格審査規程（昭和50年訓令第7号）第4条第4項に定める主観点数の算定について定めるものとする。

(工事成績評定表の提出)

第2条 各事業担当課長は、1件の請負金額が130万円以上の工事について完成検査の際工事成績評定表（別記第1号様式）により工事成績の審査を行い、総務部管財契約課長に提出するものとする。

(工事成績の審査内容)

第3条 工事成績の審査は、次の各号に掲げる事項について当該各号に掲げる内容とする。

- (1) 施工体制 施工体制一般及び配置技術者について評価する。
- (2) 施工状況 施工管理、工程管理、安全対策及び対外関係について評価する。
- (3) 出来形及び出来ばえ 出来形、品質及び出来ばえについて評価する。
- (4) 工事特性 施工条件等（特殊性・厳しい作業環境等）への対応について加点評価する。
- (5) 創意工夫 創意工夫について加点評価する。
- (6) 社会性等 地域社会への貢献等について加点評価する。
- (7) 法令遵守等 法令遵守等について減点評価する。

(主観点数の算出)

第4条 総務部管財契約課長は、第2条の規定により提出された工事成績評定表により、業者別及び工事別に主観点数を算出するものとする。

2 主観点数は、名簿登載日（入札参加資格審査申請が随時申請により行われた場合は、当該申請の日とする。）が属する年の前2年間に完成検査が終了した工事（以下「対象工事」という。）の工事成績評点表の総評点の総合点数を、その件数で除して得た平均点数から65を減じた点数（小数点以下第1位を四捨五入。又、工事成績の平均点が80点以上のときは80点）に、工事の種類ごとに次の表のとおり市工事完成高に応じて定める係数を乗じて得られる点数（小数点以下は切り捨てる。以下「基本点数」という。）に、次の各号に定める点数を~~減じ、又は~~加えて算出する。

業種	市工事完成高	係数
土木一式	1,000万円未満	2
	1,000万円以上 4,500万円未満	3

	4,500万円以上 8,000万円未満	4
	8,000万円以上	6
舗装	1,000万円未満	2
	1,000万円以上 2,000万円未満	3
	2,000万円以上 3,000万円未満	4
	3,000万円以上	6
建築一式	1,000万円未満	2
	1,000万円以上 8,000万円未満	3
	8,000万円以上 1億5,000万円未満	4
	1億5,000万円以上	6
管・電気 その他	1,000万円未満	2
	1,000万円以上 1,500万円未満	3
	1,500万円以上 2,000万円未満	4
	2,000万円以上	6

- (1) 労働災害防止団体法第8条に規定する労働災害防止協会に加入している場合は、すべての希望業種に10点を加算する。
- (2) 館山市と防災協定を締結している場合は、すべての希望業種に**50点**を加算する。
- (3) 対象工事について、館山市建設業者等表彰要綱に基づく表彰を受けている場合は、優秀工事表彰を受けた業種については1件につき20点を、優良工事表彰を受けた業種については1件につき10点をそれぞれ加算する。ただし、加算する点数の合計が20点を超えるときは、20点を加算するものとする。
- 3 共同企業体の主観点数は、その構成員の基本点数の最高点数に、前項各号に定める点数を**減じ、又は**加えて算出する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和53年度に係る館山市建設工事等入札参加資格審査に用いる主観点数の算出の基準となる日から適用する。

附 則（昭和53年11月27日訓令第13号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和54年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（昭和59年10月5日訓令第7号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和59年11月 8 日訓令第10号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和60年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（昭和60年 3 月27日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和60年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（平成元年 6 月 9 日訓令第 5 号）

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程の規定は、平成元年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月30日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 9 日訓令第 7 号）

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程の規定は、平成 7 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 5 月23日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成10年 9 月17日訓令第 9 号）

この訓令は、平成10年10月 1 日から施行し、平成13年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（平成17年 3 月30日訓令第 4 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日訓令第 9 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 1 月22日訓令第 2 号）

この訓令は、平成21年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月26日訓令第 5 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日訓令第 2 号）

この訓令は、公示の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 3 条第 4 号の改正規定並びに別記第 1 号様式の改正規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月29日訓令第 1 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程の

規定は、平成28年度以後の年度に係る入札参加者資格審査における主観点数の算出に適用し、平成27年度に係る入札参加者資格審査における主観点数の算出については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月24日訓令第10号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年9月8日訓令第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程の規定は、令和6年度以後の年度に係る入札参加者資格審査における主観点数の算出に適用し、令和5年度に係る入札参加者資格審査における主観点数の算出については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第2条）

工事成績評定表		完成				出来形				中間				管財契約課長				副課長				担当				主管部長				主管課長			
		検査年月日				年 月 日				年 月 日				年 月 日				年 月 日				年 月 日				年 月 日							
工 事 名		請負金額(当初)		円		請負金額(最終)		円		請負金額(当初)		円		請負金額(最終)		円		請負金額(最終)		円		請負金額(最終)		円		請負金額(最終)		円					
請 負 人 (住所・氏名)		現場代理人		主任技術者		監理技術者		工期		当初自		年 月 日		至		年 月 日		変更自		年 月 日		至		年 月 日		工事概要		年 月 日					
考 査 事 項		監督員				主任監督員(係長等)				検査員(出来形・中間)				検査員(完成)																			
氏名		印				氏名				印				氏名				印															
項目		細 別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1. 施工体制		I. 施工体制一般		+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		II. 配置技術者		+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
2. 施工状況		I. 施工管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	—	—	—	—	—	—	—	+5.0	—	+2.5	—	0	-7.5	-15	+5.0	—	+2.5	—	0	-7.5	-15				
		II. 工程管理		+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	—	+1.0	—	0	-7.5	-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		III. 安全対策		+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	—	+1.5	—	0	-7.5	-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		IV. 対外関係		+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
3. 出来形及び出来ばえ		I. 出来形		+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	—	—	—	—	—	—	—	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20				
		II. 品質		+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0	—	—	—	—	—	—	—	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25				
		III. 出来ばえ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+5.0	—	+2.5	—	0	-5.0	—	+5.0	—	+2.5	—	0	-5.0	—				
4. 工事特性		I. 施工条件等への対応		—	—	—	—	—	+	(20)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
5. 創意工夫		I. 創意工夫		+	(7)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
6. 社会性等		I. 地域への貢献等		—	—	—	—	—	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点				点				点				点																			
評定点(65±加減点合計)		① 点				② 点				③ 点				④ 点																			
7. 評 定 点 計		点				○出来形(中間)検査があった場合 : ① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2 = 点				*ただし、③(出来形・中間)が2回以上の場合平均値				○出来形(中間)検査がなかった場合 : ① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4 = 点																			
8. 法 令 遵 守 等		点				— 点				— 点				— 点																			
評 定 点 合 計		点				○ 7. 評定点計( 点) - 8. 法令遵守等( 点) = 点				— 点				— 点																			
所 見		(監督員)				(主任監督員)				(検査員)																							

注 1) 1～3の評定(65点±加減点合計)+4～6の評定(加減点合計)=評定点  
 各評定点(①～④)は小数点第1位まで記入する。請負金額130万円以上の建設工事を対象とする。  
 2) 出来形、中間検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2=評定点計  
 出来形、中間検査がなかった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4=評定点計  
 3) 出来形、中間検査が合わせて2回以上あった場合、検査点は出来形、中間検査を合わせた平均点で計算する。  
 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。(少数第1位を四捨五入)  
 5) 出来形・中間検査の場合、対象工事内容を「工事概要」欄に記入する。  
 6) 出来形・中間検査完了後、認定通知書と共に評定表を所属に返還する。  
 7) 出来形・中間検査時の検査・評定は、検査員のみである。